

湖西市住民参加型移動支援貸出公用車【利用の手引き】

1 担当課

湖西市役所 高齢者福祉課 地域包括ケア推進係（健康福祉センター1階）

【電話】053-576-4916 【FAX】053-576-1220

【Eメール】kourei@city.kosai.lg.jp

2 対象者等

(1) 対象者 地域住民で構成された団体または社会福祉法人等の公益的な活動を行う団体であり、高齢者の移動支援に取り組む団体(原則、ボランティア活動保険等各種保険加入団体)とし、主に次のとおりとする。

- ・ふれあいいいききサロン・健康体操等通いの場の実施団体
- ・自治会(下部組織を含む)
- ・湖西市社会福祉協議会・地区社会福祉協議会(下部組織を含む)
- ・地域住民で構成された、高齢者を対象とした住民参加型移動支援事業を行う団体
- ・その他、市長が必要と認める団体

(2) 活 動 高齢者を対象とした地域での移動支援活動

3 貸出日時・使用申請

【使用可能日時】平日の午前8時30分から午後5時まで

【申請の時期】貸出希望日の3か月前を迎える月から開庁日で数えて7日前までの間

(例)令和4年4月中に使用する場合は、令和4年1月から予約可

<申請手続きのポイント>

(1) 平日の午前8時30分～午後5時に高齢者福祉課へ直接申請書を提出してください。

(2) 貸出は、一日単位で行います。1団体あたり月4回までの貸出とします。

(3) 提出書類

① (様式第1号) 湖西市住民参加型移動支援貸出公用車使用許可申請書兼誓約書

② 運転者の運転免許証の写し

※運転する可能性のある全ての方の写しが必要です。

③ 同乗者の名簿

※申請書が提出された時点（貸出希望日の3か月前を迎える月から開庁日で数えて7日前）で予約が入りますので、事前に電話等で空き状況を確認してください。

※市が使用する必要が生じた場合や緊急的な事態が発生した場合等は、使用許可の取り消しや貸し出しの中止を行う場合があります。

4 貸 出

(1) 使用者（運転者）は、使用する当日、健康福祉センターで、市から発行された使用許可書を提示し、鍵と運転日報・点検表のファイルを受け取ってください。

(2) 点検表に基づいて、運行前点検を行ってください。

(3) 運行中は、“湖西市高齢者移動支援実施中”等の表示を外から見える場所に貼ってください。

(4) 貸し出しにかかる費用は無料です。ただし、使用にかかる燃料費等実費については使用者が次のいずれかの方法で負担していただきます。

(ア) 納付書による方法

走行した距離に応じて納付書を市から交付します。納付期限までに納付してください。

レギュラーガソリン価格は、毎年4月1日に改定します。

(イ) 給油による方法

次により走行した距離に応じて給油のうえ返却してください。

【種類】レギュラーガソリン 【燃費】1ℓあたり17kmで計算

【給油の目安】

給油量：1ℓ・・・走行距離：17km以下

給油量：2ℓ・・・走行距離：17km超～34km以下

(5) 同乗する者から運賃等運転にかかる対価を徴収してはいけません。

5 返 却

- (1) 健康福祉センター駐車場の指定位置に戻してください。指定位置に他の車両が止まっている時は、別の空いている場所に止め、高齢者福祉課に申し出てください。
- (2) 清掃を行い、忘れ物がないかよく確認してください。
- (3) 運転日報・点検表に記載し、高齢者福祉課に鍵とファイルを返却してください。

6 事故等の対応 ※交通事故対応マニュアル参照

- (1) 交通事故等が発生した時は、法令上の処置を取るとともに、誓約事項にある事故処理を適切に行ってください。
- (2) 交通事故等による車両や第三者への損害の修復等費用は、湖西市の加入保険で補填されない部分については使用者の負担となります。
- (3) 交通事故以外で車両を毀損、亡失したときは、使用者が現状に復してください。
- (4) 事故現場では、ファイルに綴じてある“交通事故対応マニュアル”に基づいて、“交通事故現場確認書”に記載し、後日、“事故等報告書(様式第4号)”を市に提出してください。

7 保 険

自 動 車 保 険	
対 人 賠 償	無制限
対 物 賠 償	無制限(免責なし)
搭 乗 者 傷 害	1,000万円
運 転 者 限 定	なし
運 転 者 年 齢 条 件	なし

※車両保険：有